

【藤沢市】多様な集団活動事業の利用支援事業 (無償化の対象にならない幼児向けの補助)を開始します

小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、本市の定める基準に適合した集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。

制度の詳細及び対象施設等や給付基準額の一覧については、
藤沢市ホームページをご確認ください。



【利用者の方へ】多様な集団活動事業の利用支援事業について
<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/hoiku/tayouna2.html>

対象児童	次の①～③をすべて満たす、満3歳以上小学校就学前の児童 ①藤沢市内に住所を有し、対象月の初日に対象施設に在園していること ②対象施設等を概ね1日4時間以上8時間未満（延長保育等は含まない）、週5日以上利用していること ③次のいずれにも該当しないこと。 ①子どものための教育・保育給付を受けている者 ②子育てのための施設等利用給付を受けている者 ③企業主導型保育事業を利用している者
申請方法 申請時期	年度末（1～3月頃）に対象施設等を通して申請 ※年度末頃に施設から申請書類の配付がありますので、施設から案内があった日までに支給申請書に領収証等を添えて申請してください。 ※対象施設等を利用する前の事前申請は必要ありません。 ※申請時期に対象施設等を退園している等の場合の申請方法につきましては、上記のホームページをご確認ください。
対象費用	対象施設等に支払った利用料 （入園料・延長保育料・実費徴収経費等は含まない）
給付頻度	年1回 （当該年度の4月から3月分の給付費について、翌年度5月頃に給付）
給付基準額	施設により異なる （最大月額上限20,000円。過去3か年の平均月額利用料が20,000円を下回る施設等を利用する場合は、当該平均月額利用料）